

平成29年度
事業計画書

公益財団法人 大阪タクシーセンター

目 次

I	事業計画策定の基本方針	1
II	公益目的事業	
1	適正化事業	2
(1)	指導	2
(2)	研修・講習	3
(3)	苦情及び遺失物調査	6
(4)	タクシー乗場の設置及び運営	7
(5)	調査及び広報	7
(6)	優良運転者表彰	8
2	登録事務等事業	9
3	試験事務事業	9
III	収益事業	
1	登録用写真事業	9
2	教材・用紙等販売事業	10
3	共同休憩所運営事業	10
4	土地・建物賃貸事業	10
5	自動販売機による飲料等販売事業	11
IV	その他事業	
1	誘導案内整理事業	11
2	適性診断事業	11
V	組織と運営	
1	組織体制	11
2	職員の職務能力の向上	11
3	本部建物・設備の整備	12
4	公認会計士等による監査	12
別表1	[研修・講習実施計画]	13
別表2	[タクシー乗場の設置・見直し等実施計画]	14
別表3	[登録事務事業実施計画]	15
別表4	[タクシー乗場別案内人等配置計画]	17

I 事業計画策定の基本方針

平成28年は、世界的には米国のトランプ新大統領の選挙勝利や英国のEU離脱決定から見えるように現状に不満を募らせた勢力の台頭が話題となったほか、原油相場の持ち直しやトランプ効果などにより世界主要市場は株高に沸きました。

国内においては、経済面では米金利上昇を見込んだドル買いで、大幅なドル高・円安が進んだほか、グローバル化や産業のIT化の流れが加速しつつあるとされるほか、災害も一昨年に続いて多発し、熊本地震や福島津波など耳目に新しいところです。

関西にあっても、IRや万博誘致、リニア、北陸新幹線小浜ルートへの延伸など大規模なプロジェクトが目白押しで、今後の関西経済の活性化が大いに期待されているところです。

こうした中、大阪のタクシー業界にあっては、全国的な問題であるウーバーをはじめとするライドシェア問題に明け暮れたと言っても過言ではなく、その他にも運賃問題や活性化問題など課題山積の現状にあります。

当タクシーセンターにあっても、法改正に伴う新規業務として

- ・ 登録制度の適用地域拡大に伴う大阪府B地域の登録及び研修等
- ・ 適性診断業務の開始

が新たに加わり、事業を軌道に乗せるべく対応を図ったほか、国際化・デジタル化・タクシースタッフ制度の更なる定着化を図りつつあるところです。

平成29年度の基本方針として、タクシーセンター本来の公益目的事業である適正化事業、運転者登録事務事業及び試験事務事業の着実な推進、事業者によるタクシー事業の円滑な運営のための誘導案内整理事業や適性診断事業に注力していくほか、センター運営の基盤となる財政の一助とするための収益事業にも引き続き取り組んでいくこととします。

更に、円滑な組織運営のために職員の資質向上に取り組むほか、業務環境の整備のためのセンター建物の改修、更には公益法人としての責任を全うするための仕組み作りの一環として、公認会計士による監査や顧問弁護士等による法律相談などの確かな法人運営に努めていくこととします。

加えてセンター運営の基である財政の健全運営のために、引き続き事務経費の節減に努めていくほか、事業推進に当たっては重点的な運営に指向することとして費用の支出見直しに努めていくこととします。

タクシー事業を取り巻く環境はこれからも厳しい状況の続くことが予想されますが、当センターでは引き続き職員が一致協力してタクシー事業の適正化・活性化のため、積極的に各種業務を推進していくこととします。

Ⅱ 公益目的事業

1 適正化事業

(1) 指導

大阪国際空港をはじめ大阪市内主要鉄道駅等のターミナル周辺及び夜の繁華街においては、従来から客待ちタクシーが過度に集中して交通渋滞を引き起こすなど円滑な交通を妨げていたところですが、関係行政機関をはじめとする輸送秩序確立連絡協議会における取り組みや事業者による自主街頭指導及びセンター指導員による街頭指導など官民業界を挙げた取り組みにより、悪質な客待ち駐車の減少や国道2号線や御堂筋における夜間の二・三重駐車場の解消など、不法行為の減少による交通秩序の改善が図られているところです。

しかしながら、交差点、横断歩道上、バス停における違法な客待ち駐車や危険なバック付による客待ち駐車も後を絶たないことから、一般ドライバーや市民等から苦情・要望が寄せられるなど業界全体の信頼を損なう要因となっています。

このような状況を踏まえ、タクシー業務適正化特別措置法（以下「タク特法」という。）に基づく適正化事業実施機関として、タクシー運転者に対する道路運送法及びタク特法等に違反する行為の防止並びに是正のための適正化事業を平成29年度もセンター事業の重要施策と位置付け、業務に取り組むこととします。

指導業務を行うに当たっては、指導車、サインカーを使用した機動的な指導活動や携帯電話等の装備品を有効活用して効果的に実施するとともに、運輸局、警察、業界団体等と連携し違法行為の防止や是正指導に努めて行くこととします。

ア 街頭指導活動

(ア) 街頭指導計画の策定及び実施

輸送秩序の確立及び輸送サービスの向上を効果的に推進するため街頭指導計画を策定し、毎月開催される輸送秩序確立連絡協議会で承認を得たうえ、計画に沿った街頭指導活動を実施します。

(イ) 違法行為の防止・是正指導

昼間から夜間にかけては、大阪国際空港をはじめとする各主要ターミナル周辺において、措置要綱に定める交差点、横断歩道、バス停等における違法駐車や違法な客待ち、客引き行為、乗車拒否等の防止・是正指導を実施するとともに、事業者に対して運転者に対する指導の徹底について要請する等の活動も併せて実施します。

なお、JR大阪駅においては桜橋口タクシー乗場や御堂筋口バスターミナルの完成により輸送ルートが確立されましたが、いまだ阪急百貨店西側におけるバック付けや芝田交差点における違法な客待ち駐車も多いことから平成29年度も重点指導場所に指定し街頭指導活動を継続することとします。

(ウ) 関係機関等と連携した街頭指導活動

北新地・南地を平成29年度も夜間の街頭指導の最重要地域と捉え、合同街頭指導を運輸当局、所轄警察署、各事業者団体等と連携して実施するとともに、北新地における自主街頭指導についても取りまとめ機関として協働し

て街頭指導活動に取り組みます。

また、センターが独自に実施している北新地規制地区内への不法乗入れや不法駐停車及び指定乗場外乗車の実態調査につきましては、不法乗り入れが平成27年4月から、また、悪質な不法駐停車は平成28年1月から措置要綱を適用した指導を行っており、平成29年度も継続して実施します。

(エ) 不法行為の防止・是正指導

非衛生行為やタバコ・ゴミ捨て等の苦情に対して、迅速・的確に巡回指導を実施するとともに、苦情多発場所については指導班を現地に派遣し、防止・是正指導を実施するとともに、同じく事業者に対しても指導の徹底を要請します。

(オ) 一般車両等との安全確保等公益に寄与する活動

指導員による街頭指導時においては、タクシー利用者をはじめ一般車両や歩行者等に対して交通安全指導を積極的に実施し交通安全対策の一翼を担います。

また、主要なタクシー乗場において、委託契約した案内人及び整理人を引き続き配置し、タクシー利用者の利便や安全の確保を図るほか、一般車両や歩行者との交通事故防止を図ることとします。（誘導案内整理事業）

イ 事業所訪問の継続実施

当該事業所の運転者に係る違法行為や苦情等の不適切行為に関して運転者への教育・指導要請を行うほか、研修・講習会の実施、苦情等の取扱等センター業務についての意見交換を幹部職員を派遣して平成29年度も継続して実施します。

(2) 研修・講習

研修は、タクシー運転者としての資質の向上、交通安全意識の高揚を図るために実施しています。

平成28年度はタク特法の改正による試験の改正を行い又単位地域内の新任運転者等の講習の義務化に伴い新たな研修を開設しましたが、平成29年度も研修内容の更なる充実に取り組むとともに、タクシー業界のニーズに沿った研修等を展開して行くこととします。

ア 研修内容の充実

(ア) 常勤役員による研修の実施

新任運転者研修(4日間)等の研修科目であるタクシー運転者としての「基本的心得え」の講義について、常勤役員が担当して実施することとします。

(イ) 接客研修の充実

利用客から接客に関する苦情件数が全苦情件数の7割を占めていることから各研修(新任研修、現任研修、自主研修)においての接客に関する講習と高齢者、身障者に対する研修(バリアフリー)の充実をさらに図ることとします。

また、訪日外国人が、前年度は過去最高を記録しており、これからも増加することが予想されるなか、外国語対応による接客がますます求められることから外国語講座をさらに充実させることとします。

具体的には全講座回数を6回、内訳は開講要望の多い英語講座を初級編2回・実践編2回、中国語講座と韓国語講座は実践編受講者が殆どなかったため初級編を各1回行うこととします。

(ウ) 高齢運転者安全運転研修及び個別研修の実施

今年度も引き続き「タクシー運転者のクオリティアップと高齢者対策」(ニンタク制度)に基づく研修について、高齢者安全運転研修、地理習熟及び接客サービス向上研修を実施することとします。

イ 教材の充実と活用

各種研修教材の充実を図るとともに、タクシー事業者が実施する運転者教育を支援するため、視聴覚教材の貸出を無償で行うこととします。

(貸出可能な教育機器)

交通安全教育用ビデオテープ	12巻
交通安全教育用DVD	14枚

ウ 研修・講習実施計画

平成29年度の実施計画は、別表1(13頁)のとおりです。

エ 事業者研修・講習の実施

事業者による運転者に対する地理並びに旅客及び公衆応接に関し必要な事項についての指導監督並びに運転者に対する運行管理の徹底を図るため、次表のとおり研修(講習)会を実施します。

名 称	時期	対 象	人員	受講料
運行管理者講習	10月	運行管理者	150人	1,500円
指導主任者(補助者)研修	2月	指導主任者及び補助者	150人	1,500円

オ インターナショナルビジターズタクシー

大阪インターナショナルビジターズタクシーは、外国語での会話能力を有し、かつ行き届いた接客や観光案内のできる運転者によるタクシーサービスで、平成27年7月から運営を開始しています。

当センターでは運営に当たり、インターナショナルビジターズタクシー業務の事務局として乗務員認定制度による認定試験の運用をはじめ、予約事務の委託やホテルなどの訪問広報にも力を入れてきたところです。平成28年度中には訪日外国人の為にホームページを、英語に加え中国語並びに韓国語に対応できるものとし、平成29年度では認定運転者の追加等修正を行う予定です。

なお、これまで当センターにおいて受付を行ってございました予約事務を、平

成28年12月から民間事業者に委託したところですが、今後とも3か国3言語による対応を含め開設時間の変更などにより、外国旅行者にとってより利便性の高いものとするための取り組みを強化することとします。

更に、認定制度の拡大や国際タクシー利用促進のための活動に引き続き取り組むことにより、訪日外国人旅行者のニーズにマッチした事業を展開することとします。

(ア) 認定運転者の拡充

平成27年度から行っている英語の認定に加え、平成28年10月に韓国語、平成29年1月に中国語の認定試験を実施しました。

これにより、英語73人、韓国語2人、中国語8人の計83人の認定乗務員が誕生したところですが、平成29年度も引き続き認定運転者の拡充に取り組むこととして下表のとおり実施することとします。

○ 認定制度研修・試験

対 象	種別	受講者数	受講料	試験料
語学が堪能な運転者であって、認定登録を受けようとする運転者 ※英語年2回、中国語・韓国語各年1回	英 語	40名	5,000円	2,000円
	中国語	20名		
	韓国語	20名		

○ オンライン（スカイプ）研修

対 象	種別	受講者数
外国語講座を受講し、外国人旅行者に対してタクシー乗務員として必要な会話ができることを目指し、スキルアップを希望する運転者 ※毎週2回・年4期制・無料	英 語	40名

(イ) 予約センターの充実化

予約センターは、平成28年12月から民間事業者に業務委託を行っておりますが、平成29年度は3か国語による対応や営業時間の見直しなどにより、外国人旅行者に対してより良いサービスの提供を行って、利用の促進に繋げていくこととします。

○ 予約センターの概要

委 託 先	営業時間	対応言語
関西ツーリストインフォメーションセンター心斎橋	11時～19時 (12/31～1/3は休み)	英語・中国語 韓国語

(ウ) 事業主体の組織のあり方

今後にわたって、予約センターを含む国際タクシー事業の目的達成のためには、公益法人であるタクシーセンターの業務範囲では限界があることから、臨機に柔軟な対応が可能な組織によって運営されることが最も望ましく、タクシー事業者で構成される組織体によって運営されるよう検討するものとします。

(3) 苦情及び遺失物調査

タクシー利用者からの苦情、要望及び遺失物の受理については、平成29年度も引き続きインターネットのホームページを活用したEメールと併せて24時間体制で受理し、利用者利便の向上に努めることとします。

なお、受理した苦情事案の処理は適切かつ迅速に行って利用者のタクシーに対する信頼の確保に努め、その苦情申告記録は、運転者ごとにコンピュータに入力し、再発防止及び指導の徹底に向けた資料として活用することとします。

ア 苦情処理方針

(ア) 苦情及び要望の取扱い

利用者からの苦情及び要望については、的確に内容を調査し、要綱に基づき適切に措置するとともに、感謝事例と合わせて隔月発行のセンターニュースに掲載し、運転者及び事業者の利用者サービスの向上の一助とします。

(イ) 悪質重大な違反容疑の事情調査

乗車拒否等の悪質又は重大な違反容疑の苦情事案については、当該事業者の出頭を求めて事情聴取を行い、再発防止に向けた指導を行うとともに、近畿運輸局への報告等、措置要綱に基づく適切な措置を行います。

(ウ) 要綱に基づく原簿の管理

要綱に基づく原簿については、法人タクシー事業者、個人タクシー事業者及び法人タクシー運転者毎に整理を行い、違法行為の現認(街頭指導)及び確認(苦情処理)をした場合は、原簿に当該違反点数を登載し、近畿運輸局への報告・法人タクシー事業者への通報・累計違反点数証明書等の事務処理を的確に行います。

イ 遺失物調査処理方針

(ア) 申告の受理及び調査

遺失物の受理及び調査は、親切、丁寧、かつ迅速に対応するとともに、センターの遺失物処理システム及び警察からの拾得情報のホームページによる公表を活用する等により、業界との緊密な連携を図りながら発見率の一層の向上に努めます。

(イ) 利用者への注意喚起

遺失物の減少に資するためのタクシー運転者による利用者への声かけや車内確認、利用者が取りやすい位置へのタクシーカードの備付け及び忘れ物の注意を促す「車内ステッカー」(センターの忘れ物・苦情の連絡先及びインターネットホームページのアドレスを記録したQRコード入り)の貼付の徹底を引き続き事業者及び運転者に広く呼びかけていくこととします。

ウ 苦情・感謝事例集の活用

受理した苦情申告及び親切善行等の感謝申告を整理した「苦情事例集」(年2回発行)及び「感謝事例集」(年1回発行)を作成して事業者に配布し、事業所における指導教育の参考事例として役立ててもらえるほか、センターの運転者研修にも活用することとします。

(4) タクシー乗場の設置及び運営

タクシー乗場については、利用する方々の誰もが安全に安心してご利用いただけることが肝要であり、センターではこれまでそうした利便性と安全性に重点を置きながら乗場の新設、標識の電照化や上屋の整備或いはバリアフリー化等様々な施策の充実を図ってきたところです。

平成29年度も引き続き乗場の設置やバリアフリー化など乗場施設の改善に積極的に取り組んでいくとともに、他方実態調査の結果等により利用頻度の低い乗場については廃止又は移設等の整理も併せて行ってまいります。特に近年の交通情勢から公道上に乗場を設置することは極めて困難であり、駅前等の大規模再開発や大規模集客施設など事業主体に対するタクシー乗場設置の要請にも注力していくこととします。

具体的な整備推進内容は別表2（14頁）のとおりです。

○ 平成28年12月末の乗場施設等の設置状況

区分	乗場	設置数	乗場施設等	
			上屋付	電照式
近畿運輸局長指定乗場	大阪市内	45	3	13
一般乗場	大阪市内	118	26	12
	大阪市外	84	36	9
合 計		247	65	34

(5) 調査及び広報

ア 調査

(ア) 利用者に対するアンケート調査

タクシーの利用について利用者の意識や利用状況を把握するため、利用者を対象としたアンケート調査を平成29年度も継続実施します。

調査の方法は、主要ターミナルや繁華街等利用客の多い乗場において、ハガキの配布によるアンケート調査（配布数1万5千枚）の他、センターホームページによるWEB調査も併行して行います。

(イ) タクシー利用状況調査

タクシー乗場の適切な運営及び事業者の事業活動に資するため、特定指定地域内の主要タクシー乗場10ヶ所（11地点）において、タクシー利用旅客の輸送回数や行先別の輸送状況等を把握する「タクシー輸送実態調査」及び「入構台数・待ち時間調査」を実施します。

○ 調査か所（主要タクシー乗場10ヶ所11地点）

- ・大阪国際空港（北、南ターミナル乗場）
- ・北大阪急行千里中央駅
- ・JR新大阪駅
- ・JR大阪駅
- ・JR天王寺駅

- ・ 阪急梅田駅
- ・ 京阪京橋駅
- ・ 近鉄あべの橋駅
- ・ 南海なんば駅
- ・ 南海堺東駅

イ 広報

(ア) センターニュースの発行

センターでは、各事業者の事業運営に資するため並びにタクシー事業に対する理解を深めていただくため、タクシー事業者及び運転者、業界団体、行政機関並びに関係団体に対し、「センターニュース」（隔月発行）を発行しておりますが、平成29年度も内容の一層の充実化を図って各種情報の発信に努めることとします。

(イ) 業務統計（月報）の発行

センターの毎月の業務実績をとりまとめ、翌月に発行します。

(ウ) ホームページの運営

センターのホームページでは、センターの概況のほか業務内容、定款、事業計画及び予算、事業報告及び決算等を公開しているほか、苦情や忘れ物に係る申告の受付もホームページ上に開設しており、利用者の一層の利便を図ることとしております。これらの情報については適時更新するなど内容の一層の充実化と有効利用の促進を図って行くこととします。

そのほか、増加する訪日外国人旅行者に対応するため、国際ビジットタクシートのホームページの運営とも相まって、センターのホームページについても外国語表記とします。

(エ) センター通信

警察署からの交通関係情報、道路管理者からの道路関係情報、その他センターからのお知らせ等各種の情報をタイムリーにFAX通信にて各事業者に対して引き続き提供することとします。

(オ) パンフレットの更新

センターのパンフレットについては、組織や業務の紹介等センターをより深くご理解いただけるよう作成、配付しており、平成28年度で内容を更新すべく取り組んでいたところですが、桜川休憩所の完成予定がずれ込んで居るため平成29年度に作業を持ち越すこととします。

(6) 優良運転者表彰

旅客に対する親切善行をはじめ、交通事故被害者等急病人に対する緊急対応並びに犯人逮捕への協力など運転者の模範となる行いのあった運転者を顕彰し、接客サービスの意識向上を図るとともにタクシー事業全体の資質の向上に繋がるものとして、優良運転者表彰を行います。

なお、表彰の対象となる運転者は、事業者の申請に基づいて厳正な審査を経て決定され、表彰された優良運転者に対しては、表彰状、記念品の贈呈のほかタクシー車内に掲出する「優良運転者章」又は「優良個人タクシー事業者章」を交付することとしています。

平成29年度の表彰式は平成30年4月の開催を予定しております。

2 登録事務等事業

タク特法第19条の規定に基づく登録実施機関として近畿運輸局長の登録を受けて実施している登録事務等については、国土交通省所管の登録ネットワークシステムにより適切に対応しており、平成27年10月から大阪府におけるB地域（単位地域）において登録実施機関として登録事務を実施しています。

登録事務については、既存運転者の高齢化も相まってここ数年緩やかな減少傾向が見られており、これらを総合的に判断して平成29年度の登録事務の計画を別表3（15頁）のとおり策定し本事業を実施することとします。

3 試験事務事業

当センターは、試験代行機関としてタクシー運転者になろうとしている者に対して試験を実施していますが、従来、地理に関する試験のみであったものが、平成27年10月1日からは「法令・安全・接遇に関する試験」と「地理に関する試験」の2科目の試験を実施することとなりました。

平成29年度は、前年度の実績から次表のとおり受験数を見込んでおります。

試験	年度	平成29	平成28	平成27
法令・安全・接遇に関する試験		1,400	1,328(見込み)	
地理に関する試験		1,800	1,731(見込み)	1,574

Ⅲ 収益事業

1 登録用写真事業

登録用写真は、登録事務において運転者証及び事業者乗務証の交付申請時及び訂正申請時等に必要となるものですが、申請者が写真を持参するケースが増加し、センターにおける取扱件数は緩やかな減少傾向が続いています。

平成28年11月末の実績ではB地区申請者の写真利用は無く、A地区申請者6,717人のうち4,794人がセンター設置の写真機を利用して撮影（撮影率71.4%）しており、平成29年度においても同様の撮影率をもって撮影見込件数とします。

項目	区分		写真利用率	撮影見込件数
	項目別件数	29年度計画件数		
運転者証交付	2,880	9,222	71.4%	6,584 撮影料金 1,000円
運転者証訂正	5,532			
運転者証再交付	30			
事業者乗務証交付	60			
事業者乗務証訂正	710			
事業者乗務証再交付	10			

2 教材・用紙等販売事業

研修等に使用する教材等及びタク特法で定められた登録申請用紙については、事業者または運転者から購入の申し込みが有った場合に有料にて提供します。

教材・用紙等の種類	区分	29年度 計 画	28年度 見 込 み	販売価格
登録申請用紙、運転者証交付申請書		1,200	1,200	20円
地理試験問題例集		700	665	400円
乗務員マニュアル		0	16	150円
地理の手引		1,200	1,169	800円
研修教本		0	1	800円
UDテキスト		1,830	575	1,500円
コミュニケーションシート		0	0	100円
運転者証用ケース（ポリカーボネイト）		2,700	2,183	150円
運転者証用ケース（プラスチック）		1,500	1,164	80円

注：1 地理試験問題例集はセンターのホームページからプリントアウトが可能

2 「乗務員マニュアル」「研修教本」「コミュニケーションシート」は研修時に配布

3 共同休憩所運営事業

共同休憩所運営事業は、タクシー乗務員の福利厚生を目的として独立採算制による運営を行っており、桜川共同休憩所と新大阪駅前共同休憩所があります。

桜川共同休憩所は、鉄骨2階建の新築建物で2階部分に乗務員用の休憩所、会議室、トイレを備え、平成28年4月から乗務員に開放しています。

1階部分については、平成28年12月に地元の食堂経営者と入居契約を行い、平成29年3月中の開店を予定しています。

また、新大阪駅前共同休憩所についても、軽食を摂ることができるレストランカーとして、平成29年度も引き続き運営して行くこととします。

○ 共同休憩所設置状況

名 称	所 在 地	敷地面積	建物の構造等	座席数等	駐車台数
桜川共同休憩所	大阪市浪速区 桜川3-7-18	992.13㎡	鉄骨2階建 1階 テント（食堂） 2階 休憩所/会議室他	2階休憩所 20席 (7テーブル)	テント用 10台 休憩所用 20台
新大阪駅前 共同休憩所	大阪市淀川区 西中島5-16	—	中型バス食堂車 他 S55.1.15～	7席	—

4 土地建物賃貸事業

センター本部4階事務室等の（一社）大阪タクシー無線センターへの賃貸は、平成29年度も継続することとし、また、桜川共同休憩所の1階に入居する食堂についても平成28年12月に賃貸契約済みとなっています。

5 自動販売機による飲料等販売事業

センターに来所する運転者や研修・講習生に提供するための飲料及びカップ麺の自販機を1階駐車場及び2階休憩所に設置しておりますが、平成29年度も引き続き事業を継続することとします。

IV その他事業

1 誘導案内整理事業

誘導案内整理事業は、タクシー乗場における利用者の利便性確保と乗場付近における一般交通との安全確保のために行っており、平成28年3月の入札により平成28年度から3年間の事業委託を行っているもので、平成29年度は2年目の委託年度となります。

なお、案内・整理員の配置計画は、別表4「タクシー乗場別案内人等配置計画」（17頁）のとおりで、安全で利用者の利便に配慮した誘導案内に努めることとします。

2 適性診断事業

適性診断事業については、平成27年12月に国土交通大臣より実施機関として認定を受け、平成28年1月から業務を開始しました。

診断には産業カウンセラー資格が必要であり、診断体制の更なる強化を目指して研修所教官の資格取得にも注力して行くこととします。

種別	対象	受診者	診断料
適性診断	旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている適性診断 (初任診断・適齢診断・特定診断I)	1,530	4,500
		特定診断I	9,000

V 組織と運営

1 組織体制

平成29年度も引き続き次表の組織体制で当センターの諸事業を推進して行くこととします。

年度	区分	役員	総務課	業務課	登録課	研修所	指導課	乗場管理課	計
29年度		2	7	5	3	9	30	3	59
28年度		2	7	5	3	8	30	3	58

2 職員の職務能力の向上

総務・経理事務を始め研修所等において専門の能力や資格、運行管理者や産業カウンセラー資格などの必要な業務を効果的かつ効率的に実施していくためには、担当職員の職務能力の向上が不可欠です。

今後とも職場での研修会や勉強会の実施、資格取得のための運行管理者講習、ユ

ニバーサルドライバー研修等の受講、産業カウンセラー資格の取得等職員の職務能力の向上に努めて行くこととします。

また、平成28年からの4年間で指導員の約半数が定年退職することから、指導員を主眼とした計画的な養成教育に努めて行くこととします。

3 本部建物・設備の整備

庁舎の老朽化が進む当センターでは、平成28年度から工事を進めている外壁補修を引き続き行うこととし、平成29年度は故障している冷暖房機器の補修等を進めていくほか、暗室用カーテンやプロジェクター設置等研修環境の整備にも努めて行くこととします。

4 公認会計士等による監査

行政による外部監査制度の導入の指導に基づき、平成14年度から実施している公認会計士による外部監査を、平成29年度も引続き実施することとします。

また、センター業務のさまざまな問題等に対して、専門的な知識と経験による的確な判断と早期の対応と円滑な業務推進のため、平成24年度から実施している弁護士及び税理士との顧問契約を平成29年度も継続することとします。

[研修・講習実施計画]

○ 一般研修等

種 別	対 象		受講者	受講料
新任運転者研修	新たにタクシー運転者として採用された運転者	大阪府A地域（4日）	1,300	1,800
		大阪府B地域（3日）	200	7,300
新任運転者研修	特定指定地域(大阪府A地域)に単位地域から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された者(2日)		10	1,500
新任運転者研修 (地理研修)	特定指定地域又は指定地域のタクシー事業者から異動してきて新たにタクシー運転者として採用された運転者	大阪府A地域（3時間）	30	1,500
		大阪府B地域（3日）	20	
新任講習	登録の取消し等により再度登録を行うための有効な講習修了証を取得するための研修	大阪府A地域（4日）	20	1,800
		大阪府B地域（3日）	10	7,300
命令講習	タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の命令を受けた者に対して行う研修	大阪府A地域（2日）	10	1,500
		大阪府B地域（2日）	5	6,000
現任運転者研修	大阪府A地域内の事業者間で異動した運転者（2日）		200	1,500
自主研修	1日	大阪府A地域内のタクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者(要綱の研修を含む)	900	1,500
	半日		250	800
自主（バリアフリー）研修	タクシー事業者の指示により受講を申し出た運転者	大阪府A地域	180	300
		大阪府B地域	70	1,300
高齢運転者安全運転研修	認定事業者等の法人運転者及び個人事業者		200	3,500
地理習熟・接遇向上研修			30	1,500
特別（外国語）講座	英 語	(年4回(初級2回、実践編2回)×30人)	120	2,500
	中国語	(年1回(初級1回)×30人)	30	
	韓国語	(年1回(初級1回)×30人)	30	
職 域 研 修	事業者の区域における研修受講生		2,300	無料
合 計			5,915	—

注：「大阪府A地域」とは「特定指定地域（大阪府A地域）」を省略したものである。

○ 適性診断

種 別	対 象	受診者	診断料
適性診断	旅客自動車運送事業運輸規則に規定されている適性診断 (初任診断・適齢診断・特定診断I)	1,530	4,500
		特定診断I	9,000

[タクシー乗場の設置・見直し等実施計画]

推進事業	実施内容	実施場所
タクシー乗場の設置	大阪市の天保山客船ターミナル前ロータリーの改修に伴う乗場の設置	・天保山乗場に一般乗場とインタク専用乗場を併設
	堺市駅前整備に伴う乗場標識及び上屋の設置	・JR鳳駅
	住民要望による乗場の設置	・八幡屋（大阪市港区）
タクシー乗場の移設・整備	大阪国際空港改修に伴う中央部への乗場移設整備	・北及び南ターミナル乗場の一本化（電気設備工事、土木工事等整備）
	東大阪市の駅前整備事業に伴うタクシー乗場の移設整備（平成28年秋から工事継続中）	・近鉄東花園駅
	地下鉄鶴見緑地線・門真南駅タクシー乗場の移設整備（標識の移動、路面標示）	・地下鉄・門真南駅
タクシー乗場の廃止	利用調査等により廃止を検討（2か所）	・南港3号ポートタウン北 ・大阪南港かもめフェリーターミナル
電照式標識の整備	既存電照式標識・上屋照明をLED照明に変更（12か所）	<ul style="list-style-type: none"> ・本むさし会館前（曾根崎） ・地下鉄大日駅 ・地下鉄西田辺駅 ・南海堺駅（南口） ・南海北野田駅 ・南6号ドウシヤ本社ビル ・北1号桜橋プラザビル ・北21号北新地スタービル
	電照式乗場標識のJISピクト表示への変更（3か所）	<ul style="list-style-type: none"> ・千日前（北） ・地下鉄長居駅 ・南海堺東駅
一般標識の整備	一般標識のJISピクト表示への変更補修（12か所）	<ul style="list-style-type: none"> ・清和梅田ビル ・近鉄若江岩田駅 ・ヒルトンホテル ・京阪天満橋駅 ・千日前（南） ・一栄ホテル ・近鉄あべの橋駅 ・近鉄布施駅（南口）
	乗車禁止地区タクシー乗場標識及び規制標識のデザイン変更に伴う標識板・補助板の交換 29年度は、北乗車禁止地区を交換	・北新地乗車禁止地区の乗場標識（電照式含む） ・規制標識32か所
上屋の補修整備	汚損等上屋の補修（1か所）	・清和梅田ビル

[登録事務等事業実施計画]

(大阪府A地区)

項 目		年 度	29年度 事業計画	28年度 見込み	27年度 実績	手数料額 (円)
有 料	運転者の登録	新規登録	1,080	1,054	1,077	2,000
		再登録	500	506	512	2,000
	運転者証の交付等	運転者証交付	2,880	3,631	3,268	2,000
		運転者証訂正	5,532	5,245	5,824	1,300
		運転者証再交付	30	30	30	2,000
	事業者乗務証の交付等	事業者乗務証交付	60	60	68	2,000
		事業者乗務証訂正	710	774	907	1,300
		事業者乗務証再交付	0	10	7	2,000
	謄本交付等	謄本交付・閲覧	50	45	48	450
	業務経歴証明	業務経歴証明	50	45	96	450
			10,902	11,400	11,837	—
無 料	登録の消除 及び効力停止	職権消除	2,500	2,312	2,571	—
		消除申請	120	135	187	—
		効力停止	30	25	63	—
	登録事項の変更	免許証更新	5,652	5,392	5,694	—
		事業者変更	1,300	2,071	1,679	—
		住所変更	900	881	961	—
		氏名変更	10	10	12	—
		免停届出	550	512	603	—
		事業者住所名称変更	600	1,607	620	—
	返 納	運転者証返納	4,000	4,304	4,150	—
		事業者乗務証返納	180	176	192	—
			15,842	17,425	16,732	—
合 計			26,744	28,825	28,569	—

注：黒枠太線は、申請時に写真添付が必要な項目を表す。

(大阪府B地区)

項 目		年 度	29年度 事業計画	28年度 見込み	27年度 実績	手数料額 (円)
有 料	運転者の登録	新規登録	200	197	2,283	2,000
		再登録	10	3	0	2,000
	運転者証の交付等	運転者証交付	260	706	2,285	2,000
		運転者証訂正	560	433	17	1,300
		運転者証再交付	3	0	0	2,000
	謄本交付等	謄本交付・閲覧	0	0	0	450
業務経歴証明	業務経歴証明	0	0	0	450	
			1,033	1,339	4,585	—
無 料	登録の消除 及び効力停止	職権消除	10	8	2	—
		消除申請	15	15	5	—
		効力停止	5	0	0	—
	登録事項の変更	免許証更新	560	433	17	—
		事業者変更	50	506	2	—
		住所変更	30	20	3	—
		氏名変更	2	1	1	—
		免停届出	10	3	2	—
		事業者住所名称変更	20	109	0	—
	返 納	運転者証返納	120	676	0	—
			822	1,771	32	—
合 計			1,855	3,110	4,617	—

注：黒枠太線は、申請時に写真添付が必要な項目を表す。

[タクシー乗場別案内人等配置計画]

配 置 場 所		項 目	29年度計画		配 置 日
			配置時間	人員	
大阪国際空港	案内人	北ターミナル	8～22	1	通年
	案内人	南ターミナル	8～22	1	通年
	整理員		16～22	1	通年
J R 新大阪駅	案内人	近距離	8～24:30	1	1月1日を除く毎日
	整理員	3階降車レーン	8～22	1	1月1日を除く毎日
J R 大阪駅	案内人	桜橋口	8～22	1	1月1日を除く毎日
	整理員	進入レーン入口	7～21	1	
北 新 地	案内人	北4号 (エフワン前)	平日21～2	1	日曜・祝日及び年末年始を除く毎日(注)
			土曜21～24	1	
		北17号 (駅前第3ビル)	平日21～2	1	平日のみ
南 地	案内人	南2号 (道頓堀橋東側)	平日21～2	1	日曜・祝日及び年末年始を除く毎日(注)
			土曜21～24	1	
		南5号 (日本橋北詰)	平日21～2	1	日曜・祝日及び年末年始を除く毎日(注)
			土曜21～24	1	
サインカー	整理員	国道2号線 (大和証券前)	平日21～2	1	土・日・祝日及び年末年始を除く毎日

注：年末年始とは「12月29日～31日、1月2日及び3日」をいう。